

○五城目町まちづくり活動支援交付金交付要綱

平成19年3月30日五城目町訓令第3号

五城目町まちづくり活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町民団体が行う主体的で公益性のあるまちづくり活動に要する経費について、予算の範囲内において交付金の交付をもって支援するものとし、その交付に関しては、町費補助規則（昭和31年五城目町規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) まちづくり 町民が、自らの地域の課題を解決しようとして取り組む諸活動をいう。
- (2) 町民活動 まちづくり活動の主体となるものによる、主体的かつ公益性のある諸活動をいう。
- (3) 町民団体 町内に居住するか否かを問わず、まちづくりに関わる団体をいう。
- (4) 町民活動団体 町民活動を行う団体をいう。

(交付対象団体)

第3条 交付金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を満たしている町民活動団体とする。

- (1) 町内で、継続して、開かれた活動が行われていること。
- (2) 会則等を有していること。
- (3) 法令等に反し、又は公序良俗を害する活動をしていないこと。
- (4) 宗教的、政治的な活動を主たる目的としていないこと。

(交付対象事業)

第4条 交付金の交付を受けることができる事業は、次の各号の要件を満たしているまちづくりに係る事業とする。

- (1) 自主性、公共性、社会貢献性、計画性があること。
- (2) 町民福祉の向上が図られていること。
- (3) 既に町から経費の全部または一部が負担されていないこと。
- (4) 交付金が団体の運営経費に充てられるものでないこと。
- (5) 特定の個人、団体や構成員が利益を受けるものでないこと。
- (6) 政治的活動、宗教的活動、又は営利目的に実施されるものでないこと。

(7) 法令等により規制を受けるものでないこと。

(8) 地域の慣例として、特定の地域を対象に行われているものでないこと。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする町民活動団体（以下「交付申請団体」という。）

は、あらかじめ町長が定める期限までに、交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 団体概要調書（様式第2号）

(2) 会則、規約、定款等の写し

(3) 事業計画書（様式第3号）

(4) 事業収支予算書（様式第4号）

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、五城目町まちづくり活動支援審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、審査を経たうえで、当該交付申請団体に対する交付金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付可否の決定を受けたときは、その旨を当該決定に係る町民活動団体（以下「交付決定団体」という。）に対して通知するものとする。

3 町長は、交付金の交付目的を効果的に達成するために必要な条件を付することができる。

(交付金の額等)

第7条 交付決定団体に交付する交付金の額は、一事業につき25万円を上限として交付する。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

2 町長は、前項に定める交付金の額を審査委員会に諮り、審査を経たうえで、交付決定団体に対して交付する交付金の額を決定し、その旨を、当該交付決定団体に通知するものとする。

(交付決定事業の遂行)

第8条 交付決定団体は、交付金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他町長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって交付決定事業の遂行に努め、交付金を他の用途に使用してはならない。

(交付申請内容の変更等)

第9条 交付決定団体は、交付申請をした申請内容を変更、又は取下げをしようとするときは、町長に対し、当該変更の申請（様式第5号）又は取下げの申請（様式第6号）をしなければならない。

(実績報告等)

第10条 交付決定団体は、交付決定事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（様式第7号）に収支決算書（様式第8号）その他町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定団体が不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定団体が交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定団体が交付決定事業を履行しなかったとき。
- (4) 交付決定団体が交付金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 交付決定団体が町長の指示に従わなかったとき。
- (6) 交付決定団体がこの要綱又はその他法令等に違反したとき。

(交付金の返還)

第12条 町長は、前条の規定による交付金の交付決定を取り消した場合において、交付決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、第10条の実績報告書等を受けたとき、既に交付決定した交付金の額を下回る精算がされているときは、その額を超える交付金につき、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(情報公開)

第13条 第5条の申請書、第6条の交付決定の可否、第7条第1項の交付金の額及び第10条の実績報告書等の一部については、町広報又は町ホームページで公表する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第10号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。